

軽自動車などの登録手続きはお早めに

令和7年度の軽自動車税(種別割)は4月1日現在で登録されている車両の所有者に課税されます。

手続きが必要な場合

所有者が変わった	「移転登録」が必要です
廃車した	「抹消登録」されていないと、令和7年度の軽自動車税が課税されます(解体業者などに引き渡しただけでは登録を抹消したことになりません。軽自動車検査協会または陸運局で、登録抹消されているか確認をお願いします)
所有者の住所や氏名が登録時と変わった	「変更登録」が必要です

各手続の申請先

種 類	申 請 先
原付(125cc以下) 農耕用などの小型特殊自動車	困税務課諸税証明係(☎内線1063) 困住民福祉課税務保険係(☎内線2122)
二輪車(125cc超)	関東運輸局群馬運輸支局(☎050-5540-2021)
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会群馬事務所(☎050-3816-3109)

これらの手続を済ませないと

移転・抹消登録を3月中に済ませないと、今後も軽自動車税が課税され続けることになります。また、変更登録をしないと、納税通知書が届かないなどトラブルの原因になります。自動車税については、群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)にお問い合わせください。

☎▶困税務課諸税証明係(☎内線1063)、困住民福祉課税務保険係(☎内線2122)

空き家が狙われています！ ー安中警察署からのお知らせー

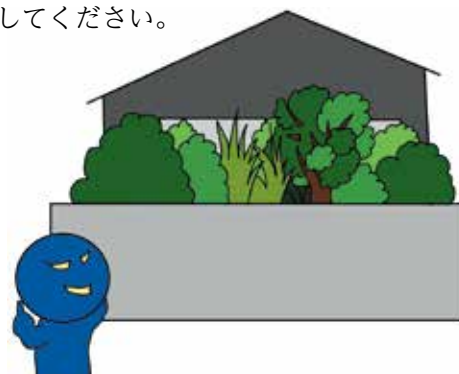
空き家や長期間不在にしている家を狙い、現金や貴重品などを盗む窃盗事件が多発しています。空き家などで不審な人や見慣れない車を見かけたら、すぐに110番通報してください。

■こんな空き家は要注意

- ・庭の草木が生い茂っている
- ・家の一部が壊れたままである

■被害に遭わないために

- ・空き家などをしっかり管理する
 - ➡こまめに手入れし、空き家と分からないようにすることが大切です
- ・空き家などに現金や貴重品を置かない
 - ➡犯人は現金やリサイクルショップなどで換金できるような金目の物を狙っています。



☎安中警察署(☎381-0110)